



# 島根県報

平成23年6月24日（金）

号外 第 130 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第436号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木2842番3地先から同番4地先まで	前	メートル 2.50～ 9.00	メートル 243.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	9.00～ 31.00	243.00	
"	一の瀬折居線	浜田市鍋石町522番2地先から同町523番12地先まで	前	5.20～ 66.20	172.00	道路改良工事
			後	11.20～ 69.50	172.00	
"	"	浜田市鍋石町523番12地先から同町461番地先まで	前 A	4.10～ 34.70	132.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ
			後 A	4.10～ 34.70	132.00	
			後 B	55.50～ 63.00	74.00	
"	田所国府線	浜田市上府町口386番1地先から同市宇野町2236番2地先まで	前	6.00～ 40.00	1,512.00	道路改良工事 拡幅
			後	9.50～ 60.00	1,505.00	

## 島根県告示第437号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	東比田布部線	安来市広瀬町布部87番7地先から同2045番2地先まで	メートル 539.00	平成23年 6月24日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	鱒淵寺線	出雲市口宇賀町73番1地先から同市国富町1698番13地先まで	905.00	平成23年 6月24日	出雲県土整備事務所	
〃	仁摩邑南線	大田市祖式町字市場2380番3地先から同町字新屋2311番2地先まで	305.80	平成23年 6月24日	県央県土整備事務所大田事業所	